

野焼きは禁止されています!!

家庭ごみ、剪定枝、刈草などの廃棄物を、地面・素掘りの穴やブロックで囲んだ場所で焼却する、ドラム缶・一斗缶や簡易焼却炉で焼却するなど、いわゆる「野焼き（野外焼却）」をすることは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で設けられた罰則対象の例外（※）を除いて禁止されています。

「野焼き」は、近隣住民の方に「近所で草木を燃やして煙たい」「煙が家の中に入ってくるので窓が開けられない」「悪臭がする」「洗濯物に臭いがついて困る」などと迷惑を及ぼすことがあるほか、ダイオキシン類の発生元となって、環境汚染の原因にもなります。

さらに、衣服に燃え移って火傷を負う危険や人家等に燃え移って火災になる危険もありますので、「野焼き」は絶対にやめましょう。



「野焼き」は犯罪です!!

「野焼き（野外焼却）」を行うと、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金、又はその両方の罰則が科せられることがあります。

(※) 罰則対象の例外は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令により定められています。

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

- ◆ 罰則対象の例外に該当する野焼きを行う際は、近隣住民の方の迷惑にならないよう風向きや時間帯などを考慮のうえ、草木等をよく乾かし、なるべく煙が出ないように少量ずつ焼却をするなどの配慮をお願いします。
- ◆ 火の粉の飛散による火災の発生にも十分注意してください。
- ◆ 罰則対象の例外に該当する野焼きであっても、野焼きによって発生した大量の煙や臭いが近隣住民に迷惑を及ぼして苦情になるなど、近隣住民の生活環境に著しく支障が生じている場合には、焼却を中止していただくことがあります。
- ◆ 野焼きについて行政機関、消防、警察などが許可をすることはありません。

野焼きに関しては下記に連絡してください。

【連絡先】 廃棄物対策課 不法投棄対策室

電話：029-350-8035（直通）

受付時間：平日 8時30分～17時15分

受付時間外は水戸警察署へお願いします。

発行／水戸市生活環境部廃棄物対策課不法投棄対策室 令和8年5月